

草津栗東行政事務組合職員定数条例

令和4年10月1日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で「職員」とは、管理者の事務局に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される者、同法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている者、同法第28条第2項の規定による休職中の者および地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業をしている者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

管理者の事務局の職員 6人

付 則

この条例は、公布の日から施行する。